

大阪府立近つ飛鳥博物館と千早赤阪村教育委員会との連携協力に関する協定書

大阪府立近つ飛鳥博物館（以下「甲」という。）と千早赤阪村教育委員会（以下「乙」という。）は次のとおり、教育等の分野において連携協力するために協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は甲及び乙が教育等の分野において、連携、相互協力することによって、甲及び乙の相互の発展・充実に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について連携協力をするものとする。

- （1）博物館教育と学校教育の充実に関すること。
- （2）博物館及び学校教育上の諸課題に対応した調査研究をすること。
- （3）生涯学習の振興に関すること。
- （4）その他両者で合意された事項

（連絡調整窓口）

第3条 甲及び乙は、前条の事業を円滑かつ効果的に進めるために、連絡調整窓口を設置する。

（経費）

第4条 甲及び乙が連携協力を行う事業に要する経費は、原則として甲及び乙において各々応分に負担する。

（有効期間）

第5条 この協定書の有効期間は、令和3年3月末とする。ただし、本協定の有効期間満了日の3ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも書面をもってこの協定書の改廃の申入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定書の定めによるもののほか、連携協力をする事項の細目等については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 本協定の内容の変更、又は破棄については、甲及び乙の合意に基づいて行うことができる。
- 3 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲及び乙で協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各々1通を保有する。

令和 2 年 1 2 月 1 6 日

（甲）大阪府南河内郡河南町東山 299
大阪府立近つ飛鳥博物館

（乙）大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 263
千早赤阪村教育委員会

館長

館野和己



教育長

栗山和之

